

「安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)」の結果概要(案)

1. 安定・効率輸送協議会について

日時：令和4年12月21日(金) 10:30~12:00

場所：オンライン

2. 議事概要

- 国土交通省海事局より、「内航海運業における取引環境に関する実態調査の結果」について紹介。【資料2】
- 国土交通省海事局より、海事産業強化法が施行され約1年が経過するタイミングで、更なる法律・ガイドラインの趣旨の浸透を図るべく、法律の遵守状況、ガイドラインで推奨されている取組等の実施状況及び今後の予定等を「内航アクションプラン」という形で見える化し、更なる取組を促すことについて説明・提案。【資料2】
- 国土交通省海事局より、来年4月に施行される海事産業強化法に係る改正船員法(船員の働き方改革第2弾)の制度内容について説明。【資料3】
- 国土交通省海事局より、現在進めている内航海運の生産性向上に向けた先導的モデル事業に係る調査事業の取組及び令和5年度実施予定の調査事業の内容について紹介。【資料4】

3. 成果及び今後の取組

- 「内航アクションプラン」の作成について、内航海運業界においては船員不足という課題が顕在しており、アクションプランだけで解決できるものではなく、また、項目によってはすぐには対応が難しい面もあるが、改正内航海運業法の施行初年度である本年度に本アクションプランを作成することで、「取引環境改善」「生産性向上」「船員の働き方改革」等の取組の浸透が期待できる旨の発言があった。
- また、本アクションプランのフォローアップ方法等について、荷主業界から法令遵守の徹底を呼び掛けることは可能であるものの、法令を超えた自主的な取組に関する各企業へのコミットは各企業において責任を持つものであり、業界団体として取組をどう推奨していくか課題があるため、慎重な検討をお願いしたいとの意見があった。
- 一方、本アクションプランの作成について、内航海運業界の意見及び課題等を傾聴した上で、当該意見や課題をクリアした事例及びアクションプランに沿った取組事例の有無を確認し、良い取組事例を各企業と共有するとの意見があり、作成については前向きな発言もあった。また、アクションプランの作成には各業界の実情を踏まえた慎重かつ丁寧な議論が必要との意見もあった。
- 加えて、荷主業界より本アクションプランは経営判断を必要とする内容となることが想定されるため、本アクションプランを内航輸送の安定化と効率化に資するものとするためにも、各企業ベースで検討するための一定期間も必要である旨のコメントがあった。
- 「内航アクションプラン」における内容及びフォローアップの方法等について両業界より意見収集する場として、第2回協議会を令和5年2月1日に開催することについて了承された。